19677	バイオキーパー水和剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　セントラル硝子株式会社　代表取締役　社長執行役員　皿澤修一
19679	日産バイオキーパー水和剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

平成24年７月27日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20403	マツガード	東京都港区東新橋一丁目５番２号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦

平成24年７月29日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17056	リドミルモンカット粉剤	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
17057	チバガイギー・リドミルモンカット粉剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　ステファン・ティッツェ

平成24年７月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15142	ラテミンブロック	東京都豊島区西池袋三丁目25番15号　大塚薬品工業株式会社　代表取締役　大塚昭男
15150	バスファテン	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　津田憲一郎

平成24年７月31日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21738	ラブガード水和剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　津田憲一郎
21740	日農ビシット粒剤１７	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
21741	ビシット粒剤１７	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　デュポン株式会社　代表取締役社長　天羽稔
21743	グリホキングシャワー	東京都千代田区内幸町二丁目２番２号　インテック株式会社　代表取締役　安森正知
21744	キレイジャン粒剤	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
21745	ＳＴビームエイトトレボンゾル	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
21746	野菜類種子消毒用ドイツボルドーＡ	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十六条の五の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十八条の七の規定により公告する。

平成二十四年八月一日　　農林水産大臣　郡司　彰

平成24年５月30日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19724	ＤＣＭＵ・ＤＰＡ・ＭＣＰＡナトリウム塩粒剤	トルーゾ粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

官　庁　発　表

官　庁　事　項

総合特別区域基本方針の一部変更について

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第７条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年８月15日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

目次を削る。

第一の１ア）中「講じる」を「講ずる」に改める。

第一の４中「行うこととする。」の次に次のように加える。

さらに、新成長戦略（平成22年６月18日閣議決定）に位置づけられている「環境未来都市」構想について、以下の要件を満たす場合には、環境未来都市と総合特区の政策課題が共通であると判断されるため、このような特区は、本方針において「環境未来都市型総合特区」として取り扱い、環境未来都市と総合特区が相互に連携し、支援措置を講ずることにより、政策課題の解決に向けたより効果的な事業の実施を推進するものとする。具体的には、環境未来都市の選定に基づく財政支援（補助金等）により次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中することに加え、総合特区制度に基づく規制の特例措置、税制・財政及び金融上の支援措置を講ずることとする。

①　第一の４に記載されている分野のうち、少なくともア）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略及びイ）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略の２つの分野について、国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区の指定を受けているもの

②　内閣総理大臣が「環境未来都市」の選定をしたもの

第一の４中「その際」の次に「、類似する政策課題を有する特区や近接する特区等の取組が相乗効果を生むよう、特区間の連携や情報交換等を行うとともに」を加える。

第二の３③中「と解決策」及び「なお、指定申請書において、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域が設定されている場合には、その内容についても、ⅲ）に記載することとを原則とする。」を削る。

第二の５①を次のように改める。

①　評価の対象

総合特区については、総合特区計画の認定後、一定期間ごとにその評価を行うものとする。その際、以下の項目につき、総合的に評価を行うものとする。

ア）地域独自の税制、財政並びに金融上の支援措置、指定地方自治体の権限の範囲内における規制緩和並びに独自のルールの設定、指定地方公共団体並びに地域協議会等における体制の強化及び民間独自の責任ある関与を示す取組等、地域における責任ある取組

イ）規制の特例措置及び財政、税制並びに金融上の支援措置の活用状況

ウ）指定地方公共団体が策定した数値目標の達成状況

エ）その他総合特区の評価に資する事項

第二の５③中「活用して行う。」の次に次のように加える。

当該総合特区における事業等の適切な進捗を図る観点から、必要に応じて評価・調査検討会委員等による現地調査を行うこととする。この場合において、当該現地調査を行った委員は評価・調査検討会に調査内容を報告するとともに、総合特区実施主体に対しても当該調査内容を伝えることとする。

第二の５④中「この際、総合特区の評価結果を踏まえ、指定区域の全域又は一部が第三の２に示す指定基準に適合しなくなったと認めるときは、国と地方の協議会等を通じ、指定地方公共団体その他の総合特区実施主体等の意見を聴取し、推進ＷＧの議を経て、法第８条第10項又は法第31条第10項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が総合特区の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。」を削る。